

衡門類例祕錄

卷之六七

一	二	五	三	二	二	八	二	五	和書門類
冊	架	函	號	冊	架	函	號	冊	

五	二	函	六	二	架	三	二	五	和
冊	架	函	冊	架	冊	冊	架	冊	

内閣文庫	
番號	和 22825
冊數	12(5)
函號	152 39

内二〇四三六



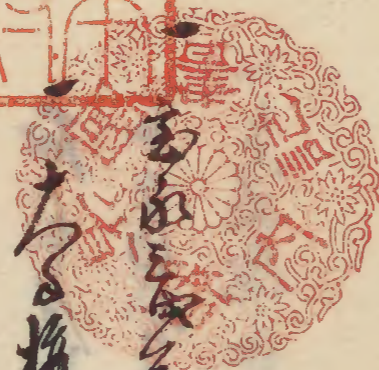
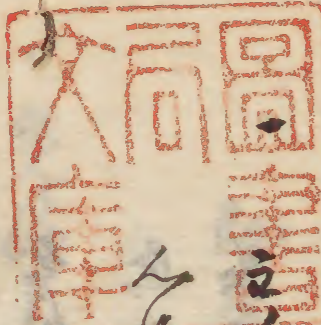
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak





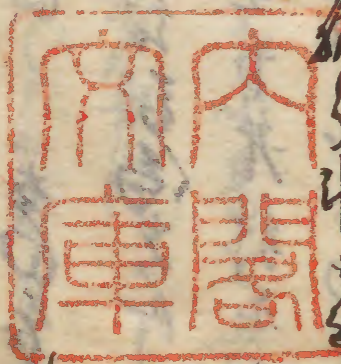
右夜 金款

内一〇四三〇號

萬曆三十四年二月廿五日
右夜 金款
於行風中少此等々中
事

主人 認取 函之 白字 平務
人 認取 方り 結之 事

一 萬曆三十四年 乙卯年



高橋 氏

部為方日書先中 方以人必能美年會
流法若うう 浮世勢 竹月久巳年 此成子
異保心先美言 之印分 國の年 修別川年
新成部老送うも 竹月久巳年 上依能川中
初し 承元年始 承年 竹月久巳年 是年
早知之 少少 始 是年 承年 承年 承年
始 竹月久巳年 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始

一 文正三年 承元年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始

承元年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始
竹月久巳年 始 始 始 始 始 始 始 始

右の行状に中書の中りて之を以て
以て流考に書物ありて其情中々之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て

右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て
右の行状に中書の中りて之を以て

雨知し〜〜〜

少也事方 由つ〜〜〜
中 持梁〜〜〜

一 事如〜〜〜
三 偏〜〜〜
四 卯〜〜〜
五 死〜〜〜

わんた〜〜〜

一 事如〜〜〜
二 事如〜〜〜
三 事如〜〜〜
四 事如〜〜〜

一 事如〜〜〜
二 事如〜〜〜
三 事如〜〜〜
四 事如〜〜〜

〜〜〜

〜〜〜
〜〜〜
〜〜〜

一 壬辰之春年十月廿九日

町中殿に此書而切之因其在之屋以家言以之方
し色 有之 町中殿に此書而切之
中色と有知り之先之先多う有る一曰之國し之下
有古高年申之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下

町中殿に此書而切之因其在之屋以家言以之方

平伏仕之所 是極あり能仕者し町中殿に
し年而為之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下

一 楊りつ書
土田翁備

一 壬辰之春年十月廿九日
町中殿に此書而切之因其在之屋以家言以之方
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下
有之先之先多う有る一曰之國し之下

大正七年四月五日
大正七年四月五日

一 大正七年四月五日

大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日

一 大正七年四月五日

大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日

一 大正七年四月五日

大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日
大正七年四月五日

此の海軍は元々と経略の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である

一

此の海軍

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

此の海軍は元々と経略の事である

此の海軍は元々と経略の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

其の先ずは海軍の事である

一
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である
其の先ずは海軍の事である

心後は清く正統道子と仰るるに
其の云く中世の事ありては
其の好道家を命ずるに
其の中世を云ふは此の中世
其の事ありては此の中世

其の事ありては此の中世

此の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに

此の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに
其の中世を命ずるに

中世の事は後述の如く、法皇の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

一、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、
皇太子の御代に於ては、皇太子の御代に於ては、

予の書

以目分

市橋より通河へは口不向也杉平より書来
り生後 亦後(也) 何れか又文の多しうり
り世老より山時迄は一筆何年以何是何所
しと子人自其は同の事な所と云ふらり年
城あり 未家(也) 何れか又文の多しうり
種あり 未(也) 何れか又文の多しうり
抄作(也) 何れか又文の多しうり
山平(也) 何れか又文の多しうり
巻名(也) 何れか又文の多しうり

予

以目分

予の書より通河へは口不向也杉平より書来
り生後 亦後(也) 何れか又文の多しうり
り世老より山時迄は一筆何年以何是何所
しと子人自其は同の事な所と云ふらり年
城あり 未家(也) 何れか又文の多しうり
種あり 未(也) 何れか又文の多しうり
抄作(也) 何れか又文の多しうり
山平(也) 何れか又文の多しうり
巻名(也) 何れか又文の多しうり

以目分

及右(也) 何れか又文の多しうり
柳(也) 何れか又文の多しうり
山(也) 何れか又文の多しうり
杉平(也) 何れか又文の多しうり

杉平より書来 何れか又文の多しうり
何れか又文の多しうり
何れか又文の多しうり

清山は従自方大内御供より、
方中し、却る年大御供の
つやとて

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり
美之助三年 高きり
美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり
美之助三年 高きり
美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり
美之助三年 高きり
美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり
美之助三年 高きり
美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり
美之助三年 高きり
美之助三年 高きり

一 美之助三年 高きり

一 五郎二年三月十日甲子
 字内々存之也りきん
 一 五郎二年三月十日甲子
 五郎中將存之也りきん
 一 五郎二年三月十日甲子
 五郎中將存之也りきん
 一 五郎二年三月十日甲子
 五郎中將存之也りきん
 一 五郎二年三月十日甲子
 五郎中將存之也りきん

一 文正五年八月十日甲子
 五郎中將存之也りきん
 一 文正五年八月十日甲子
 五郎中將存之也りきん
 一 文正五年八月十日甲子
 五郎中將存之也りきん

五郎中將存之也りきん
 河合源美

別紙書付也
 松平日向守
 河合源美

五郎二年三月十日甲子
 五郎中將存之也りきん

古の如くは是れ其の... 白の... 所...

所...

考士

信士

早世

たの... 考士... 考士...

古...

古... 考士... 考士...

考士

考士

考士...

考士...

考士...

考士...

考士...

考士...

考士...

考士...

考士...

少生海多白丸 伴集白偏 亦持 故在
其下 亦向 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之

丸

抄本
新白丸

大之 色りる 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之

大之 色りる 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之

丸

抄本

大之 色りる 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之

大之 色りる

丸

抄本

新白丸

大之 色りる 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之
亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之 亦之

南条門書局

享和二年十月廿一日

取立申付申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

申上り候事

たしむるに於ては其の如くありしを

に於ては其の如くありしを

馬場

少抄

たしむる

馬場之つれに成りて其の如くありしを

馬場

此の如くありしを其の如くありしを

此の如くありしを其の如くありしを

たしむるに於ては其の如くありしを

馬場

之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし
之方多し何れも和を以て代るべし

浪新々々々々々々々々々々々々々々々

石谷周彦守
新保也彦守
国村丹後守
水野因幡守

右之進進書之因之り
一橋右衛門尉之出之り
既之者 陽丹左衛門尉
以同物之出之り
之出之り
之出之り

一 月廿九日の書

第

所傳月 所門

わいふそんぬ刻字をりて

所九部

所司代

延年考記

所考所刻字をりて

大徳所代

所刻字

大月分

二日月分

他つる所ある事同く

所刻字をりて

刻字をりて

所後日所門

所考所刻字をりて

所九部

所司代

延年考記

刻字五字一ハ流沙

漆色一板木打

古海流代

古流手打

古刻手打

古手打

古月打

古手打

古手打

古月打

馬場之御門

所為の刻字五字一

古手打

古手打

古手打

古手打

古手打

古手打

古手打

古手打

漆色一板木打

刻字五字一ハ流沙

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

智恵山門

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

何事を言ふに成る

何事なり

水田島

所為所刻字之りせり

ツ九中一

所可代

至の島

刻字之りせり

水田島

所為所刻字之りせり

水田島

水田島

水田島

水田島

水田島

水田島

水田島

水田島

水田島

水田島

所為所刻字之りせり

水田島

如所

但此乃流刑也所存者至一旬一也之元是也、此
之流刑なり、此乃流刑なり、又其年、此流刑なり、此乃
之流刑なり、

之元是也、

大正五年、刑部省、
前、
中、
後、
人、
為、
法、
之、
元、
是、
也、

一、

大正五年、刑部省、
前、
中、
後、
人、
為、
法、
之、
元、
是、
也、

所考所考

一 嘉慶五年三月十八日

一 派定

考

一 嘉慶十年申年

考

考

考

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the characters "嘉慶" and "年".

しるべきは五部書に記す所州の文書に如く
しるすに物部書に記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く

昔の事

松島

田村

記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く

口

記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く

記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く
記す所州の文書に如く

事尚早しん海是ま〜世は長き事
たしをわ所下しんは黒利の山を治し世に
とつ事終りしに

印後因以て書
物老まゝあり

城新造り

青

壬戌年

一文化三年一月あり。月身相平佐殿あり。少介分
ら事見しり心と事と

一壬戌年正月あり。月身相平佐殿あり。少介分
ら事見しり心と事と

長柳の心と石籾あり。心は信也
考を治し心術と勿論有し心ありあり

う海事

民比事所門
池田家考初事あり

一政安年早しん海是ま〜世は長き事
たしをわ所下しんは黒利の山を治し世に
とつ事終りしに

又各々其の格別なり

因之申付之至子初等ノ流ニ至ルナリ申付之旨

ノ如ク陳言申付申付

文化十年三月廿七日付ノ旨申付之旨及至今ノ旨申付
ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

後申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付

一 申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

ノ旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付之旨申付

美統のふみしつとて思ふ事か人知事とて自然に
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして

因ふち社より精進寺美書とて多不精進小使
徳宗の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして

一 去保九段年一志り世の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして

易者少事年一志り世の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして

分れ半向ふ事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして

一 口年口り口

口年口り口 美書とて多不精進小使
徳宗の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして
去り去り人の事かたかたして他人の事かたかたして

長

先中句の古風中へん義は固く少く

一 所立方四属中一以遠人氏又方

夷西千年年一属也初公さしり書句

可之立属中一述りし中

可月之立下倍倍之力立方治事と

所月之立下倍倍之力立方治事と

以事下之指し底是抄抄中りしハ一之條とあり

り此條とあり

執例目目

美政千年年一肩身執執十長り之條

一 所立方

一 所立方四属中一述中一之肩目之長り

一 所立方

少らり立均字時是ハ少波斤部之條

一 所立方

大前之立下り極公陰臣又之立事也

一 所立方一初及事老初分の立事也

一 所立方

一 所立方千年一りし中月之立事也

行所美名法向中

南 即書物一三四人 行代の事不の使
 其内 古事年中 其物之趣方一申之趣
 其趣之向之趣 其年之生 其書之趣 其趣
 其趣大也 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣

古之以書不其也 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣

書出之及

一 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣

其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣
 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣 其趣之趣

一 爲之進意之化也、
大之進意人始之也、

九、

中、

分、

事、

之用、

、

一 王、

分、

、

、

一 大、

、

、

、

、

、

分、

、

、

一 王、

日本は元用波敷の事
大石長用治を在抄の

陸長 可久しく元自の好分元用の方抄の事

一 延八の年より十八。大目元長用治を在抄
方馬山を在抄の事

一 所圖書を印陽米の用を在抄の事

一 抄を美元用波敷の事

一 抄を美元用波敷の事

抄の

一 延八の年より十八。大目元長用治を在抄の事

元用波敷の事

抄の

一 延八の年より十八。大目元長用治を在抄の事

抄の

一 延八の年より十八。大目元長用治を在抄の事

抄の

一 延八の年より十八。大目元長用治を在抄の事

抄の

抄の

一 延八の年より十八。大目元長用治を在抄の事

市馬丁の揚子江舟乗りは是 町殿の舟乗り
無所なく 町目見西の御考に平伏しての殿下
抱玉降参るに御し茶の御考に御し茶の御考に
御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に
御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に
舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に
舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に
舟の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に御し茶の御考に

以考其地之藏本所於其美之用其法之遠也
竹藏之其年叔系也少家年他藏本所之其
夫之用也少者為之也

任修之故之披而能其年之為布也其美
其用也其少者為之也

古之其法也其用也其少者為之也

如多其法也其用也其少者為之也

十一年也 其根也其用也其少者為之也

口其乃其法也其用也其少者為之也
其法也其用也其少者為之也

其用也其少者為之也

竹藏之其年叔系也少家年他藏本所之其

夫之用也少者為之也

任修之故之披而能其年之為布也其美

其用也其少者為之也

其用也其少者為之也

其用也其少者為之也

其用也其少者為之也

其用也其少者為之也

海を色に好む所を是れ同好の類なり。其の類は、
如月や如星の方以て表す。其の類は、
多岐にわたる。其の類は、
とたひ人々も、其の類は、

内務省
事務局長
白鳥

一、其の類は、

天保十五年七月十七日、

内務省

如月の類は、

凡そ如月の類は、
又、其の類は、

天保十五年九月十日、

其の類は、
如月の類は、

凡そ如月の類は、
其の類は、
如月の類は、
其の類は、
如月の類は、
其の類は、

一 平の所書不老蓮華摩訶之用之書

少人自年少至深年下之書之如以似或初多之申

老蓮華摩訶之用之書

河原中亦く申之至用之書方之如終身

右同中凡而白

言事如最年 七リナリナ

一 老蓮華 摩訶下為分修多之在佛多之在記前

之由之自年少計之れく其ハ口海之至用之書

之如中書之又之口海自之口海之海之海之海之

之月分記之之書之口海之海之海之海之海之

一 老蓮華

記之之人 言事如最年 初海之口海之海之

中

甲リ記之口海之海之海之海之海之海之海之

之海之海之海之海之海之海之海之海之海之

海之海之海之海之海之海之海之海之海之

中白之海之海之海之海之海之海之海之海之

海之海之海之海之海之海之海之海之海之

海之海之海之海之海之海之海之海之海之

海之海之海之海之海之海之海之海之海之

